

台風等に対する非常措置についてのお知らせ(桃山東小学校)

本校においては、台風により京都市(※テレビなどでは、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「**特別警報**」「**レベル5特別警報**」又は「**暴風警報**」が発表された場合及び桃山東学区に「**避難指示**」が発令された場合には、下記のような措置を行います。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

※<京都市防災ポータルサイト> <https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/>

※<気象庁キキクル> https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=2610000&pattern=rain_level

1 特別警報・レベル5特別警報が発令された場合

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時(午後1時55分)から始業(給食は中止・午後1時に集合して登校)
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報が発令された場合

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。

午前7時までに解除になった場合	平常授業
午前9時までに解除になった場合	3校時(午前10時45分)から始業(午前10時に集合して登校)
午前11時までに解除になった場合	5校時(午後1時50分)から始業(給食は中止・午後1時に集合して登校)
午前11時現在、警報発表中の場合	臨時休業

3 大雨・土砂災害・河川氾濫 レベル3警報・レベル4危険警報等が発令された場合

気象状況により、大雨・土砂災害・河川氾濫警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により**臨時休校**となる場合があります。(全市規模で避難指示が発令された場合など) その場合には、(ホームページ/すぐる配信等)で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 桃山東学区に避難指示が発令された場合について

- (1) **水害**の避難指示について
本校の校区である桃山東学区は、「山科川(水位周知河川)の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。**桃山東学区に避難指示が発令された場合**には、**暴風警報が発表された場合に準じた措置**を行います。
- (2) **土砂災害**の避難指示について
本校の敷地は「土砂災害警戒区域」に含まれていることから、本校の所在学区である**桃山東学区に避難指示が発令された場合**には、**暴風警報が発表された場合に準じた措置**を行います。

5 在校中に特別警報・暴風警報、避難指示が発表された場合について

直ちに**臨時休校**としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこと(**学校待機**)とし、その後、対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機といたします。なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令される事が想定されます。

地震に対する非常措置についてのお知らせ(桃山東小学校)

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

- (1) **京都市域に震度5弱以上の地震**が発生した時は、次の登校日を**臨時休業**とします。
 - ※ 学校所在の伏見区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合 の措置です。
 - ※ 下校後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ／すぐーる配信等)により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは**学校に留め置くこと(学校待機)**とします。

帰宅については、**保護者への引き渡し帰宅**とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。
大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。
以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。